神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第２号

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成３０年３月８日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長　原　田　　章　弘

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程（平成１９年４月２６日施行）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「総務課長」を「企画課長」に、「総務課職員」を「企画課職員」に改める。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。